

本事案で返金が期待される額

**入学検定料（一般入学試験 6 万円、センター試験利用 4 万円）
受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料
それらの額に対する年 5 分の遅延損害金**

※本件の判決では、手続きに参加する消費者が当機構に支払う費用・報酬（以下、費用・報酬という）についても、東京医大に請求できるとされていますが、費用・報酬のうち請求が認められる額は、まだ確定していません。

費用・報酬のうち、東京医大に請求できない額については、消費者の方々の負担になります。

（費用・報酬の全額の予定は、次ページを参照ください。）